最近の動向

平成19年6月1日

1. 緊急公共工事品質確保対策

(平成18年12月8日)

- (1) 総合評価方式の拡充
- 技術評価において、施工内容を確実に実現するための体制を確保できるかを審査要素として加味。
- (2) 品質確保ができないおそれがある場合の具体化
- 極端な低入札について特別重点調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用。
- (3) 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和
- 実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和。 (過去10年分 → 当面、最大で過去15年分)
- (4) 入札ボンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)
- 現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大。
- (5) 公正取引委員会との連携強化
- 不当廉売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報。
- (6) 予定価格の的確な見直し
- 急激な平均落札率の低下を踏まえ、最新の取引実績を積算基準へ反映するため、特別に実態調査を実施し、その結果を迅速かつ的確に予定価格に(積算基準)に反映。

総合評価方式(施工体制確認型)の概要

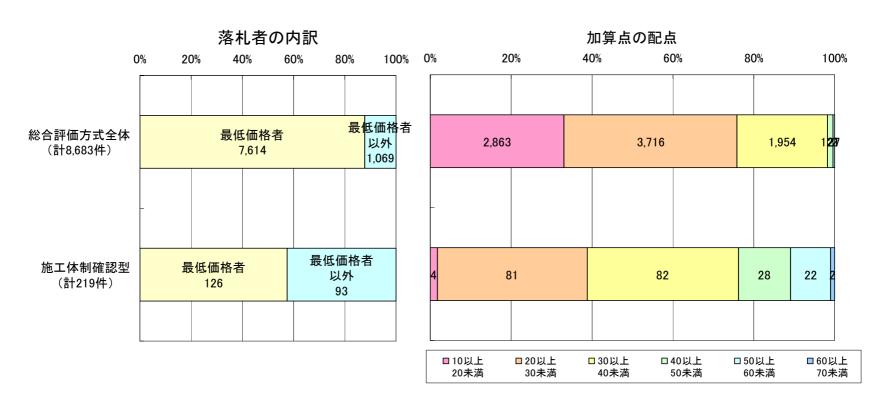
「総合評価方式」: 価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式



入札者の技術力を活かした 提案への配点を引き上げ 品質確保の体制を審 査要素として加味

総合評価方式(施工体制確認型)の実施状況

- 〇施工体制確認型の導入により、最低価格者以外の落札が大幅に増加。
- 〇施工体制確認型においては加算点の配点を高めに設定。



※平成18年度契約工事(8地方整備局)を対象

品質確保ができないおそれがある場合の具体化

厳格な調査を行う対象を 絞り込み

低入札基準価格を下回った入札参 加者のうち、見積額が、発注者の積算 額※の一定割合以下である者を対象に、 厳格な調査を実施。

- 直接工事費の75%
- 共通仮設費の70%

X

- ・現場管理費の60%
- 一般管理費等の30%

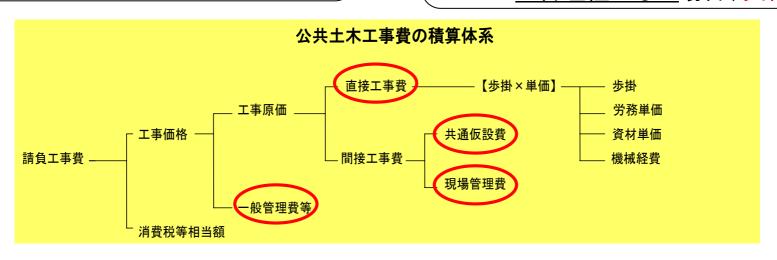
のいずれか。

厳格な調査(特別重点調査) を実施

- 〇 契約の内容に適合した履行が可能 なことを挙証する資料として、施工体 制や品質確保体制について、公表を 前提に提出を求める。
- 特に、赤字を前提とした受注を主 張する場合は、代表取締役の誓約 書など赤字補充財源に関する資料 について、公表を前提に提出を求め る。

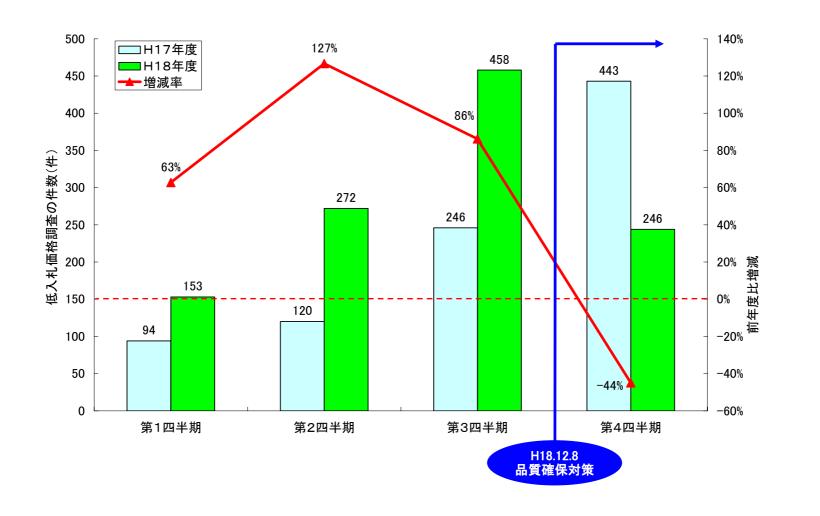


書類提出がない場合又は内容 に合理性がない場合、失格。



低入札価格調査の実施状況

- ○平成18年12月の対策以降(第4四半期)は、低入札価格調査の件数が前年度比で「倍増から半減へ」。
- ○低入札価格調査(特別重点調査)による排除方針の明確化により、低価格の入札が減少。
- 〇特別重点調査を約60件で実施。全件で低価格で入札した者を無効又は排除。



2. 中央建設業審議会WG第二次中間とりまとめ骨子

新たな競争時代に対応した地方公共団体の入札契約制度改革支援方策

1. 発注者の能力と工事の態様に応じた多様な調達手段の活用方策

- 機械、設備工事など高度かつ特殊な分野等において、詳細設計付発注方式、設計・施工一括発注方式といった多様な入札契約方式を導入
- 併せて、発注者の体制、能力を補完するためCM、PM方式導入を試行
- この前提として、発注者支援制度、現行の三者協議の活用

2. 建設業者の特性等に応じた適切な市場の設定

- 一般競争入札の拡大に対応し同様の特性を持った建設業者間による適切な競争環境の整備が必要
- 地域の実情に即し、工事の態様・規模、建設業者の特性に対応した適切な発注標準、入札参加条件の設定
- 地域経済や災害等の危機管理等地域への配慮
- 特定JVにより行っていた難易度の高い工事等のうちCM、PM方式で対応できるものについて導入を試行
- 地域の実情、工事の態様・規模に対応しどのように発注標準等を設定するか、また、どのような工事にCM、PM方式を活用するかについては引き続き検討

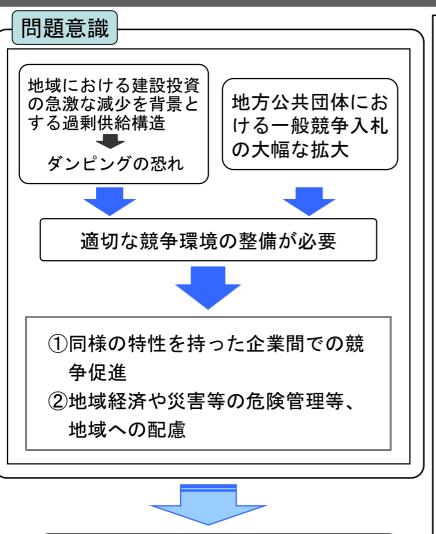
3. 総合評価方式の拡充等

- 市区町村向け簡易型の総合評価実施マニュアル(施工計画を求めず、施工実績、工事成績等により評価 を行うもの)の作成・活用
- 入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルの作成・活用

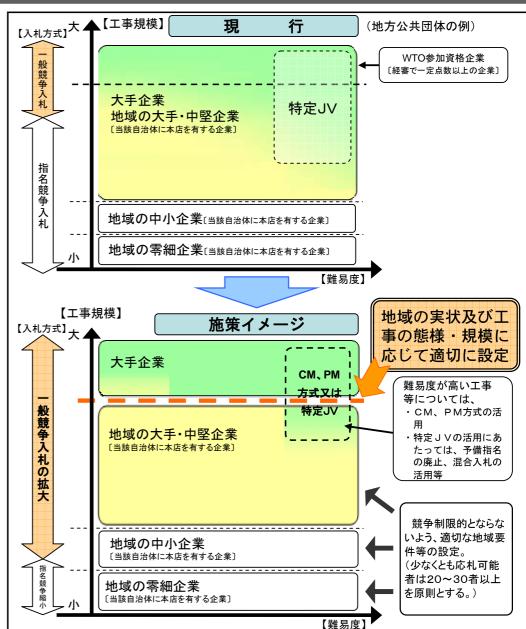
4. 低入札対応

○ 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における失格基準の導入・活用

建設業者の特性に応じた適切な市場の設定について



地域の実情に即し、工事の態様・規模、建設業者の特性に応じた適切な 競争市場の設定が必要



3. 中央建設業審議会経営事項審査改正専門部会

評価項目全体の改正案

(平成19年5月17日)

	現行			見直しの方向性			
	ウエイト	評点幅	評価内容	ウエイト	評点幅	評価内容	備考
X1	0.35	2,616点 ~580点	■ 完成工事高(業種別)	0.25	2,200点程度~ 400点程度	■ 完成工事高(業種別)	■ 評点の上限(現行2000億円)を1000億円に引き下げ ■ 小規模業者間で完工高の評点に差が付くよう評点テーブルを修正
Х2	0.1	954点 ~ 118点	■ 自己資本額/完工高 ■ 職員数/完工高	0.15	2,200点程度 ~ 400点程度	■ 自己資本額(=純資産額) ■ EBITDA (利払前税引前償却前利益= 営業利益+減価償却費)	■ 自己資本、EBITDAの金額を評価 ■ 中小業者の層で極端な差がつかないよう評点テーブルを調整(X1の補完的指標として位置付け) ■ 職員数の評価項目は廃止。
Υ	0.2	1,430点 ~ 0点	■ 売上高営業利益率 ■ 総資本経常利益率 ■ キャッシュ・フロー対売上高比率 ■ か要運転資金月商倍率 ■ 立替工事高比率 ■ 受取勘定月商倍率 ■ 自己資本比率 ■ 有利子負債月商倍率 ■ 純支払利息比率 ■ 自己資本対固定と率 ■ 長期固定適合比率 ■ 付加価値対固定資産比率	0.2	1,400点程度 ~ 0点	■ 純支払利息比率 ■ 負債回転期間 ■ 売上高経常利益率 ■ 総資本売上総利益率 ■ 自己資本対固定資産比率 ■ 自己資本比率 ■ 自己資本比率 ■ 営業キャッシュフロー(絶対額) ■ 利益余剰金(絶対額)	 ■ 企業実態を反映した評点分布となるよう評点幅等を見直し ■ 特定の評価項目への偏りを緩和し、倒産判別に関連の深い指標を中心に、評価項目を見直し
Z	0.2	2,402点 ~ 590点	■ 技術者数(業種別)	0.25	2,400点程度 ~ 400点程度	■ 技術者数(業種別) ■ 元請完工高(業種別)	■ 元請のマネジメント能力を評価する観点から新たに元請完工高を評価 ■ 技術者数と元請完工高をそれぞれ数値化して足し合わせることとし、両者間の評価ウエイトは概ね4:1程度とする。 ■ 技術者の重複カウントは一人あたり2業種までに制限 ■ 一定の要件を満たす基幹技能者(法令に基づく制度化が前提)を優遇して評価 ■ 監理技術者講習受講者を優遇して評価 ■ 評点テーブルを線形式化
w	0.15	987点 ~ 0点	■ 労働福祉の状況 ■ 工事の安全成績 ■ 営業年数 ■ 公認会計士等数 ■ 防災活動への貢献の状況	0.15	1,800点程度 ~ O点	■ 労働福祉の状況 ■ 建設業の営業年数 ■ 防災活動への貢献の状況 ■ 法令遵守の状況 ■ 建設業の経理に関する状況 ■ 研究開発の状況	■ 評点の上限を引き上げ、それぞれの項目について加点幅・減点幅を拡大。 ■ 自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)は廃止 ■ 労働福祉の状況は評価項目を整理統合(例:退職一時金制度と企業年金制度) ■ 法令遵守の状況は、審査期間内における建設業法に基づく監督処分の状況を評価 ■ 建設業の経理に関する状況は、社内で雇用する公認会計士等の数の評価に加え、会計監査を受けている場合又は会計参与を設置している場合に加点。 ■ 研究開発の状況は業種別に評価するのが困難なため、Zから切り離して Wで評価。また、評価対象は会計監査受審企業に限定することとする.